

加東市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（11月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和7年12月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和7年度定期監査（11月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年11月25日において令和7年度11月期（令和7年4月1日から令和7年10月31日まで）における、健康福祉部高齢介護課、上下水道部（管理課及び工務課）の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和7年度11月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【高齢介護課】

1 監査の結果

高齢介護課は高齢者福祉係、介護保険係及び地域包括支援係で構成され、職員数は事務職員11人、フルタイム会計年度任用職員7人、パートタイム会計年度任用職員8人の合計26人である。

令和7年4月に企画政策課からデマンド型交通事業の移管を受けたことに伴い、デマンド型交通事業はタクシー運行事業として継続し、福祉タクシー事業はデマンド型交通事業を補う事業として見直しを行った。福祉タクシー事業において、令和7年7月から、交付要件の所得制限や使用できる枚数の制限を撤廃し、支援を必要とする高齢者等（要介護1以上または重度心身障害）を対象に、年間30枚のタクシー券を交付したと説明があった。

扶助費の支出負担行為額の執行率が、福祉タクシー事業の95.3%に対し、デマンド型交通事業は26.3%である要因について、福祉タクシー事業は年度当初に前年度の実績をもとに年間の支出負担行為を行っており、デマンド型交通事業は月末ごとに実績により支出負担行為を行っているためと説明があった。

重層的支援体制整備事業〔地域介護予防活動支援事業（加東シニアいきいきポイント事業）〕は、介護予防や生きがいづくりなどを促進するため、65歳以上の市民を対象に実施しており、令和7年10月末時点で200人程度が参加してい

る。市内の介護保険施設等でのボランティア活動や、介護予防に関する講座や教室及び啓発事業等への参加に対しポイントを付与し、付与したポイントを年1回、まちかど体操教室換金は年2回、現金またはQ U Oカードに換金出来る制度であると説明があった。

長寿を祝う会（敬老会）に対する補助金交付事業について、コミュニティづくりの場や地域で高齢者の見守りの機会として、まちづくり協議会が実施する敬老会事業に対し、補助を行っているとの説明があった。

介護給付費準備基金の取崩額が毎年度0円であることに對し、令和7年度の取崩額（見込み）が99,057,000円であることについて、予算上の歳入歳出額を調整するために計上しており、取崩額は年度末の給付費等の支出実績により決定する予定であると説明があった。

一般介護予防把握事業費（介護予防把握事業）において、給料の執行率が0%である要因について、本事業に従事していた正職員が給与支給前に人事異動により別の部署に異動したことに伴い、支出予定が無くなったためとの説明があった。

業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意見

デマンド型交通事業は、高齢者の生活を支援するうえで重要な事業である。運行会社に事業の重要性について理解していただき、事業の継続に努められたい。

長寿を祝う会（敬老会）に対する補助金交付事業について、前年度から人口割における1人当たりの交付金額の変更はなかったが、物価高騰を考慮し、単価の引き上げを検討いただきたい。

高齢者の介護予防施策として、様々な事業を展開されていることを評価する。事業の実施により高齢者の医療費や保険料の低減につながるため、引き続き事業の実施にご尽力いただきたい。

【上下水道部（管理課・工務課）】

1 監査の結果

上下水道部（管理課・工務課）は水道事業、下水道事業及び浄化槽設置整備事業（一般会計）を担っている。当部の職員数は、事務職員13人、パートタイム会計年度任用職員3人の合計16人である。

基幹管路耐震化事業について、国庫補助金約6,600万円の採択を見込んでいたが、令和7年10月末時点で約2,200万円の補助採択となったため、補助規模に合わせ、加東市基幹管路耐震化計画に基づき耐震化を進めている。また、補助見込額との差額4,400万円については国に対し再度補助申請を行っているとの説明が

あった。

施設耐震化事業について、前年度に続き、市単独事業として施設の耐震診断業務を行っており、診断業務完了後は国庫補助金を活用し、耐震化工事を行う予定であると説明があった。

下水処理場統合整備事業について、繰越事業であった上福田中部地区処理場統合整備工事の施工が完了したこと、令和7年10月末時点において、上鴨川地区処理場統合整備工事を進めていることを確認した。

歳入歳出予算の執行状況について、差引過不足額を中心に確認した。

下水道事業会計（歳入）・下水道使用料の差引過不足額△108,700,000円について、過去6年間の平均値をもとに使用料（予算額）を算出したが、前年度に比べ処理排水量が減少したことに伴う収納額と予算額との差異であると説明があった。

下水道事業会計（歳出）・雨水処理費（委託料）の差引過不足額が20,950,000円となった要因について、内水ハザードマップ作成業務委託の契約金額が、入札によって予定額より大幅に下がったこと等が挙げられると説明があった。

工事請負において、入札時のくじ抽選が多い要因として、シンプルな工事内容であれば特殊な技術を要しないこと、国や県が示している単価基準を使用していることなどにより、入札額が揃うケースが挙げられると説明があった。

下水道事業 管更生工法特別調査業務委託について、契約が随意契約（6号）1者見積となっている要因として、本業務を行うことができるのは国が指定する2者のみであり、2者に対し見積書の提出を依頼したところ、うち1者が入札を辞退したためであると説明があった。

業務委託及び工事請負に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意見

水道事業会計及び下水道事業会計については、両会計ともに、人口の減少により収益が減少していく一方で、施設及び設備の老朽化による維持管理費の増加が見込まれる。将来的な料金の改定に向け、経費削減などの意識を持ち、日々の業務に取り組まれない。

加東市が提供する水は、国や県が定める有害物質の含有量等の基準をクリアしており、安心安全な水が提供されている。引き続き、安心安全な水の提供に努めていただくとともに、加東市の魅力の一つとして積極的なアピールに努められない。